

競争的資金等の不正経理に関する調査結果について

本学の元准教授（平成28年3月31日退職）が在職中に自ら指導していた学生に対する謝金について事実と異なる支給を行っているとの公益通報があった。

これを受けて、本部調査委員会及び部局調査委員会を設置し、調査を行った結果、科学研究費補助金等による謝金の不正経理を行っていた事実が判明した。

1. 調査体制

部局調査委員会では設置日から平成28年3月11日まで、本部調査委員会では設置日から平成28年3月14日までの間、事実関係等の調査を行った。

1) 部局調査委員会の構成（平成27年10月2日設置）

名称：（当該部局）における競争的資金等の不正使用に関する調査委員会

委員：他部局所属教員を委員長として、外部委員として弁護士1名を含む計6名

〔学内委員〕 天野 洋 農学研究科副研究科長（委員長）
中村 一也 北部構内事務部長（副委員長）
加納 健司 農学研究科応用生命科学専攻教授
岩井 信孝 フィールド科学教育研究センター事務長
上原 孝俊 北部構内管理課長
〔学外委員〕 豊田 幸宏 洛友法律事務所弁護士

2) 本部調査委員会の構成（平成27年10月1日設置）

名称：京都大学における競争的資金等の不正使用に関する調査委員会

委員：理事補（総務担当）を委員長として、外部委員として弁護士1名を含む計7名

〔学内委員〕 酒巻 匡 理事補（総務担当）（委員長）
山本 克己 法務・コンプライアンス担当副学長
平野 丈夫 理学研究科副研究科長
小山 房男 総務部長
長澤 公洋 財務部長
川口 泰史 研究推進部長
〔学外委員〕 坂田 均 御池総合法律事務所弁護士

2. 調査内容

1) 調査対象期間

文書保存年限7年以内の平成20年4月から平成27年8月まで。

2) 調査対象者

- ① 当該部局に所属する全ての教員
- ② 被通報者に関連する謝金業務に従事した学生
- ③ 事務職員、技術職員、事務補佐員
＜いずれも異動者、退職者及び卒業・修了者を含む。＞

3) 調査対象財源及び費目

財源：上記2)の①が支出等に関連した財源

費目：上記2)の①が支出した旅費、給与、物品、会議費、その他全ての費目

3. 調査方法

1) 聞き取り調査

調査対象者のうち

不適切経理事案に直接関与したと推測される者を対象として事実関係の確認等の聞き取り調査を実施した。

異動者、退職者については、同様の調査をアンケートによって行った。

卒業者・修了者及び聞き取りにより難しい学生についても、同様の調査をアンケートによって行った。

2) 書類調査及び現物調査

当該部局に所属する全ての教員については、未払金計上傳票、契約決議書及び添付書類（会計伝票等一式）の確認を行った。

上記のうち被通報者については、固定資産（50万円以上の物品）、少額資産（10万円以上50万円未満の物品）について、財務会計システム上の資産登録の確認と現物確認を行った。

また、比較的長期使用可能な消耗品（パソコン、カメラ等）の現物確認を行った。

3) 各調査委員会は、部局調査委員会を9回、本部調査委員会を4回開催した。

4. 調査結果

- ① 調査委員会による調査の結果、謝金において不正経理による支出があり、元准教授は研究調査に協力した複数の学生に対し、できるだけ早く、かつ、個々の学生の能力に応じて元准教授自身が設定した独自単価で謝金を支給するために、元准教授自身の私費で、一旦現金で支払いを行い、その後、その謝金の立替えに充てた自己資金の相当額を大学から回収するために、ひとりの学生がすべての調査を実施したことにした勤務表を作成して、平成20年度から平成25年度にかけて、合計で1,291,800円の謝金を本学に支出させ、その全額を現金で自身に手渡すよう指示していた。
- ② 当該学生より回収した現金の総額が、一時的に立替額を超えることはあったが、全額を次回の研究調査の際の謝金に充てており、元准教授による私的流用があったとする事実は確認されなかった。

③ 固定資産、少額資産、比較的長期使用可能な消耗品の現物確認を行ったが、適切に処理されていた。

④ 不正に支出された資金の種類、金額

資金の種類	費目	不正に支出された金額
科学研究費補助金	謝金	63,000 円
運営費交付金等		385,000 円
寄附金		348,800 円
受託研究費		495,000 円
合 計		1,291,800 円

5. 関係者の処分等

① 経費の返還

本学が不正経理を行った額として認定した金額のうち、科学研究費補助金については配分機関の返還命令に基づき、加算金を加えた全額を元准教授が返還しており、その他の経費についても本学の基準に基づく返還請求に対して、そのすべてが元准教授より返還されている。

② 関係者の処分

元准教授は、平成28年3月31日付けで本学を定年退職しており、本学就業規則において、懲戒に相当する量定を認定し、その責任を認定することがあると規定しているが、本事案については、悪質性や被害の状況その他様々な情報を元に総合的に判断した結果、懲戒に相当する量定を認定するには至らなかった。

6. 再発防止に向けての対応

本学においては、種々の不正防止対策を講じてきたところであるが、今回の事態を重く受け止め、今後、このような教職員の不適切な経理を引き起こさないよう、牽制体制の更なる強化を図るとともに、教職員を対象とした不正経理を防止するための研修の実施、謝金が支給される業務に従事する学生に対して、関係する会計制度及び不正等に関する事項並びに禁止事項の周知を図るなど、再発防止に向け、全学をあげて取り組んでいくこととする。